

ストレスチェック業務委託プロポーザル実施要領

1 募集の目的

江戸川区立学校（園）に所属する教職員における心理的な負担の程度を図る検査（以下「ストレスチェック」という。）の実施及び、その結果に基づく医師による面接指導実施等の一連の業務について、専門的な知識及び豊富な実績を有した事業者に委託をすることにより、調査・分析等の効率化及び、江戸川区立学校（園）に所属する教職員のメンタルヘルス維持・向上等を図ることを目的とする。

2 募集の概要

（１）委託件名

ストレスチェック業務委託

（２）委託期間

2026 年 4 月 1 日～2027 年 3 月 31 日まで

契約履行内容が良好な成績であると認められた場合、次年度契約を更新する場合がある。

（３）業務内容

別紙「ストレスチェック業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

3 提案上限額

3,924,800 円（税込） 単価契約とする。

なお、提示された見積額がこの上限額を超えた場合には審査対象としない。

4 企画提案項目

- （１）ストレスチェックに関する実績（過去３年分）
- （２）ストレスチェックの実施計画（実施体制・スケジュール・紙方式の調査実施）
- （３）個人結果及び集団分析結果、統計資料（実物見本）
- （４）ストレスチェック後の研修（研修資料・研修方法）
- （５）高ストレス者の医師面接（面接体制・面接方法）
- （６）相談窓口（相談体制・相談方法）
- （７）個人情報保護対策
- （８）その他、委託事業者の提案によるもの（独自サービス等）

【参考】

	対象者数	受験者数	高ストレス者 面談者数	相談件数 （電話・メール・対面）
令和４年度	3,513 人	3,376 人	4 件	0 件・0 件・0 件
令和５年度	3,455 人	3,310 人	3 件	1 件・0 件・0 件
令和６年度	3,655 人	3,497 人	0 件	2 件・0 件・0 件

5 スケジュール

	内 容	期 日
1	募集の公表	令和 7 年 10 月 8 日（水）
2	質問書（様式 1）の受付締切	令和 7 年 10 月 15 日（水）午後 5 時まで
3	質問書への回答	令和 7 年 10 月 17 日（金）予定
4	参加申込書（様式 2）及び 誓約書（様式 3）の提出期限	令和 7 年 10 月 22 日（水）午後 5 時まで
5	企画提案書類等の受付	令和 7 年 10 月 24 日（金）午後 5 時まで
6	第一次審査（書類審査）結果通知	令和 7 年 11 月 21 日（金）までに発送して通知
7	第二次審査（プレゼンテーション審査）	令和 7 年 12 月 5 日（金）実施予定
8	最終審査結果通知	令和 7 年 12 月 19 日（金）までに発送して通知
9	契約内容協議及び契約締結	令和 8 年 1 月中

6 参加資格等

（１）参加資格要件

次の要件を全て満たすものとする。

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当していないこと。

申請時において本区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けていないこと。

暴力団（江戸川区暴力団排除条例（平成 24 年 7 月江戸川区条例第 37 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員若しくはその構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者の統制の下にないこと。

江戸川区契約における暴力団等排除措置要綱（平成 23 年 10 月 1 日施行）に規定する入札参加除外措置を受けていないこと。

直近 3 年間に、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）その他労働に関する法律の規定による罰則を受けていないこと。

会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定に基づく更生手続き開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく再生手続き開始の申立て、又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定に基づく破産開始手続きの申立てがなされていないこと。

第二次審査には、契約となった場合に連絡を取り合うことになる責任者及び担当者の 2 名は必ず出席すること。

（２）業務の再委託の制限

全ての業務を一括した再委託および主要業務は再委託できない。

個別の業務の再委託には、事前に区の承認を必要とする。

7 質問書の受付及び回答

（１）受付期間

令和 7 年 10 月 8 日（水）から令和 7 年 10 月 15 日（水）午後 5 時まで

(2) 提出方法

質問書(様式1)を下記アドレスへ電子メールで提出すること。

【あて先】kyouikusuishin@city.edogawa.tokyo.jp

件名は「【会社名】ストレスチェック業務委託に関する質問」とすること。

電子メール送信後、事務局あてにその旨を電話で連絡すること。

(3) 回答方法

質問及びその回答は、本区ホームページ上で公開する。

意見の表明と解されるもの、質問内容が不明瞭なもの、その他本業務委託への公募に関する質問と解することができないものは、回答しない。

令和7年10月17日(金)回答予定

8 提出書類の提出期限及び提出方法

(1) 提出期限

参加申込書(様式2)、誓約書(様式3)

令和7年10月22日(水)午後5時まで

会社概要、納税証明書、企画提案書、個人結果票等見本、見積書

令和7年10月24日(金)午後5時まで

(2) 提出方法

参加申込書(様式2)、誓約書(様式3)

ア PDF化の上、上記7(2)に記載したアドレスへ電子メールにて提出すること。

イ 電子メール送信後、事務局あてにその旨を電話で連絡すること。

会社概要、納税証明書、企画提案書、個人結果票等見本、見積書

ア 以下の事務局窓口まで直接持参するか、又は郵送により提出すること。

【あて先】東京都江戸川区中央1-4-1 江戸川区役所東棟4階 7番窓口
教育委員会事務局 教育推進課教職員係 あて

(3) 提出書類一覧

提出書類	留意事項	提出期限
参加申込書	様式2	令和7年10月22日(水) 午後5時まで
誓約書	様式3	
会社概要	法人の事業概要がわかるパンフレット等	令和7年10月24日(金) 午後5時まで
納税証明書	原本。直近過去1か年分 法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書(納税証明書(その3の3)をいう。) 法人事業税及び法人住民税の納税証明書(納税証明書(一般用)をいう。)	

企画提案書	様式 4 を表紙とすること A 4 サイズで統一すること 4 企画提案項目を網羅すること 実施体制には現場体制のほか、再委託を予定している場合はその内容を含むこと 正本 1 部、副本 5 部を提出すること 副本には会社名・代表者名・会社ロゴ等の応募者を類推可能な情報を表示しないこと。	令和 7 年 10 月 24 日(金) 午後 5 時まで
個人結果票等見本	実物と同じサイズ、色のもの	
見積書	様式 5	

9 審査体制

ストレスチェック業務委託事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、別紙「評価項目・評価基準」（以下「評価基準」という。）に基づく審査を実施する。

なお、選定委員会の構成は公表しない。

10 第一次審査（書類審査）

応募事業者から提出された書類を用いて、評価基準に基づき審査する。

審査結果は、第一次審査を実施した全ての応募事業者へ文書により、令和 7 年 11 月 21 日（金）までに発送して通知する。

第一次審査を合格した事業者を第二次審査対象とする。

なお、第二次審査までに追加資料の提出を求めることがある。

11 第二次審査（プレゼンテーション審査）

第一次審査に合格した事業者を対象に、第二次審査を実施する。

（１）実施日

令和 7 年 12 月 5 日（金）に実施予定

（２）実施場所及び時間

書面にて通知を行う（令和 7 年 11 月 21 日（金）までに発送して通知予定）。

（３）出席者及び説明者

契約となった場合に連絡を取り合うことになる責任者及び担当者の 2 名は必ず出席すること。
説明者は合計 4 人以下とすること。

（４）実施方法

プレゼンテーションは企画提案書に基づき実施する。

スクリーン投影による説明を希望する場合、事前に申し出ること。本区でスクリーン及びプロジェクターを準備する。ただし、その他の機器は事業者にて準備すること。

1 社の持ち時間は、プレゼンテーション 30 分、質疑応答 10 分の合計 40 分程度とする。

なお、一次審査後に追加資料の提出を求められた場合は、追加資料の説明も行うこと。

（５）評価・選定方法

評価基準に基づき選定委員が審査を行い、評価点数の高い事業者を契約候補者として選定する。

12 契約候補者の決定

第二次審査を実施した事業者の中から、最も優れた提案者を第1位候補者として決定する。

審査結果は、審査を実施した全事業者に対して文書により、令和7年12月19日（金）までに発送して通知する。

13 審査結果の公表

審査結果は、本区ホームページにて公表する。

なお、審査結果の詳細に関する問い合わせには応じない。

14 失格事項

以下のいずれかに該当した者は失格とする。

- （1）参加資格を満たしていないことが判明し、又は満たさないことになったとき
- （2）提出書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき
- （3）提出書類が仕様書に示された条件に適合しないとき
- （4）審査の公平性を害する行為を行ったとき
- （5）その他、選定委員が社会通念に照らし失格に当たる事由を認めたとき

15 契約

企画提案内容やヒアリング等を踏まえ、区と契約候補者との間で協議の上、本委託契約を締結する。また、契約の締結は江戸川区議会における、令和8年度の事業予算の成立を条件とする。

なお、契約候補者との協議が不調に終わった場合、次点提案者と交渉する場合がある。

16 留意事項

- （1）本応募に係る一切の費用については、応募事業者の負担とする。
- （2）企画案の著作権は、各応募事業者に帰属する。
- （3）応募事業者による提出期限後の書類提出、差し替え、変更、再提出及び追加は認めない。
- （4）提出された書類等は、返却しない。また、本区は本委託業務の契約予定事業者の選定目的以外で提出された書類を使用又は第三者提供することはない。
- （5）本区が提示した資料は、本区の了解なく公表、使用しないこと。
- （6）辞退をする場合は、辞退表明書（様式6）を提出すること。

17 事務局

担当：江戸川区教育委員会事務局教育推進課教職員係

住所：〒132-8501 東京都江戸川区中央一丁目4番1号 本庁舎東棟4階7番

電話：03-5662-0071（直通）